

神道における祭祀の根源より國家権力の発生を論ず

近藤真男

目次

- 一 はじめに
- 二 神人憑依
- 三 *Gemeinschaft* 統合原理として
- 四 祭祀権と軍事権との繋り
- 五 恐懼の論理、あらひと神
- 六 文化哲学としての神話
- 七 アンティ・マルキシズムの立場から

一 はじめに

日本における祭祀の根源は対象として「ヒモロギ」に在ると思う。「ヒモロギ」は神靈の憑依する處で清浄な土地を選び周囲に常磐木を樹てて神座と為した。それは人為の小細工とも見えるが「磐境(イハサカ)」の如く玉・鏡の以前の相である。清浄簡樸なる古代の民のタブーたりトーテミズムである。それでこれが一元的管理より天皇権の発生があると思う。抑々神社建築は末節であつて自然の清浄を崇拜するのは上古の三輪山信仰などに窺われる。紀記には

神道における祭祀の根源より（近藤）

山の神、川の神、火の神、木の神、保食（ウケモチ）の神等が登場する。ときにはそれはアニマズムと混淆し野獸爬虫に及ぶ」とがあり、それは広い意味で *hatur* だ。

注

① 昭和四六・五臨川書店刊神道大辞典 311〇三頁

② 昭和五〇・一〇、大神神社刊、大神神社資料編集委員会編『大神神社史』九五頁

③ Ernst Cassirer, *The Myth of the state*, by Yale University, 1950, p. 106.

国家における中核は「權威、權力」であるがそれは往昔は雷霆、山靈の如き神の宿る抱撫物であつてそれらを媒介するのは一人に独占されていた。その一人は神聖視される不可思議の靈力の把持者であり神ではなく神を媒介するのが故に權威を附託せられる。日本の場合それが天皇制である。右の祠官が權威の源泉であつてアメノミナカタシ、カミムスビ、タカムスビの絶対神唯一神ではないのである。奉仕される対象が崇拜されるのでなく奉仕する一人が權威者なのである。彼のみがこの呪術的行為を克くするのである。これは和辻哲郎の神話学に詳しいが彼は日本倫理思想の大本として説く。

注

① 君主權が國家概念と結合して權力を独占するのは神話学でも扱う處であるが前掲

Ernst Cassirer, *The Myth of the state*, by Yale University Press, 1950, p. 107 に詳しう。

② 昭和四〇・四、岩波書店刊、和辻哲郎著『日本倫理思想史』上巻四四～七頁

『魏志倭人伝』に言ふ卑弥呼もそうした巫祝の独占者で神官たり巫女である存在である。彼女の權威は神命の媒介者である。このことは天皇制に於ける大嘗の会の「ナオラヒ」であるが天皇が賢所の神璽に侍するのは寒夜霜の降りる夜半、神との一人切りの対話である。

注

- ① 昭和四〇・六、慶文館書店刊、大森志郎著『魏志倭人伝の研究』原文二二二頁
- ② 昭和四〇・四岩波書店刊、和辻哲郎著『日本倫理思想史上卷』四五頁
- ③ 昭和四六・五、臨川書店刊『神道大辞典』五二卷・三九六頁

同様のことは沖縄の『おもろ草紙』にも見られるノロ或はユタの神託が重要で彼の女の呪術性が權威の源泉となつてゐる。広い意味でシャーマニズム Shamanism やおもが東アジア一般の相である。

注

- ① 昭和四六・一、雄山閣刊、小上山伊豆母著『巫女の歴史』一一〇頁
- ② 同二〇九頁

旧約におけるモーゼの權威は雷霆、自然の怒りの媒介者であった。かるが故に「十誡」が天与のものと響くのやある。Du sollst nicht töten. は彼の発声であるが神の声でもある。このことはヤスペース Karl Jaspers も説いてゐる。彼は心理学的な着想が得意であらうが神話学にも大上段の言及がある。

注

- ① Karl Jaspers, General Psycho-pathology, by the University of Chicago Press, 1963, p. 50.

要するに呪術力の独占が、魔術の靈力が賦与されるのであって怖れ懼るが權力の源泉となつたものか。それは飽くまでも personal な metaphysical なもので「軍事的支配」とか經濟的支配は後發的なものである。

二 神人憑依

「左伝」に「神祈憑依将在徳」とあるが憑依の根源は倫理性にあると思う。神人憑依は卑近な「躍る宗教」にも見られるが紀記の記事にも見られるのであって特筆すべきは『日本書紀八』で仲哀天皇の崩御の原因に神託不信がある。道鏡、清麻呂の宇佐神託もそれであつて oracle の神人憑依はギリシア神話にもヘブライ神話にも散見し得る。そう言つたものの倫理性が古代で何れの国にしても消滅したに拘らず践祚大嘗の神事で我が國で伝統せられているのは稀有とすべきである。新帝が即位せられる場合には即位礼大嘗祭が行われるのが旧皇室典範で定められておりここに言う神人憑依の儀式である。かかる重大な国家儀礼が我が国憲法学者に等閑に附せられているのは遺憾なことである。「貞観式」「延喜式」以下の文献が参照せられるのであるが基本は新嘗の習俗と同じで中国の郊祭と彼此するは『礼記』にも見える。即ち『礼記』王制第五に言う、天子諸侯宗廟祭、春日杓、夏日禘、秋日嘗、冬日烝。天子祭天地、諸侯祭社稷、大夫祭五祀。

注

- ① 昭和四一、「一二」、吉川弘文館刊、黒坂勝美編『日本書紀前編』二三七頁
- ② 昭和五〇・五、木耳社刊・田中初夫著『践祚大嘗祭』研究編一頁
- ③ 同五頁
- ④ 昭和四六・四、明治書院刊、竹内照夫編『礼記上』新訳漢文大系27一九九頁

言う處のものは農耕民族と拘りあり就中五穀豊穫が祈念せられるのは君主の有徳に裏付けされた祭官としての帝王の恐らく最大の任務ではあるまいか。中國の「天子」の有徳者としての自覚が「天皇」への反省を促した節もあるが「大嘗」「新嘗」の「直会」の儀はシャーマニズムに即したツィングース系統の古俗であろう。

注

- ① 昭和二五・六、弘文館刊、石井良助著『天皇』七三～七六頁
② 昭和五〇・五、木耳社刊、田中初夫著『践祚大嘗祭研究編』七七頁
③ 昭和四五・五、岩波書店刊白鳥庫吉著『白鳥庫吉全集第四卷塞外民族史研究上』六七頁

餐を共にするのはハグライ神儀にも見られ後にキリスト教スコラ哲学に依りて練磨され洗礼式と共に一大宗教行事に成つたがルーテル派では単純変形した。いわゆるサクランブル Sakrament の謂いである。

注

- ① Translated by William Watt, St. Augustine's confessions, by Harvard University Press, p. 421.
② 昭和一・六、岩波書店刊『知能辞典』1151頁

であるから神人憑依の供饌は原始宗教には皆見られる処である。唯その原を温ねて我が國に現に生きてこゐる古神道の「本報返り」Atavismus だないか。

III Gemeinschaft 統合原理として

Gemeinschaft 統合の原理として宗教が介在するには何れの民族にても然りであるが古神道では祭官が民族統合の中核として権力を掌握した。祭官が Gemeinschaft の氏姓の大祖であると民衆に錯覚せしめるのであってその意味やその批判を指定した津田左右吉の研究は傾聴に値する。

注

- ① 昭和三八・一〇、岩波書店刊、津田左右吉著『津田左右吉全集第一巻日本古典の研究』11頁
神道における祭祀の根源より（近藤）

Gemeinschaft 統合の原理は軍隊指揮官、経済の壇断者たるの理由にも由るが祭官としての氏の長者たるに最も由る。出自に由る権威は大衆社会、共和制では理解し得ぬが個体の永続性と言う意味で世襲性に重きがある。遂には血脉の存続よりは「名目」の伝統性に意味があるようになる。要は主観的に憧憬的であれば足りる。仍つて「正闘論」が生れるのである。それには徴表論では極め手がない。埒が明かない。即ち王者、統合者たるの自覚と大衆のかくあるべしとの認識が必要条件になる。より肝腎なるのは自覺^①と「自意識」である。神權による使命感は古代民族には共通である。

注

- ① 昭和三九・九、吉川弘文館刊、由良哲次著『南北朝編年史下巻』一三五二頁
 昭和二四・五、岩波書店刊、和辻哲郎著『倫理学下巻』九五頁

明治の末年吉野朝を廻つて「正闘論」が論議せられたが正闘の極め手は客観的には規まらないと思う。神器の存在が屢々、絶対と目せられるが後醍醐天皇花山院に入られるの前後は偽器の持明院派に手交の件がある。それならばペテンにかけた偽器の正統性について法律的に論議が許されなければならない。故に神器の存在は規め手にはならないのである。主観的に「天皇たるの自覚」あるのみである。かくては相対論に陥る危険があるがその相対論を越える絶対的主張が「正闘」の「正」たる所以である。

注

- ① 明治四四年（1911）のことであるが前年国定教科書（尋常小学校国史）教師用中に在る編者喜田貞吉の見解を一部の教員や新聞記者が問題にし翌年一月「読売新聞」が攻撃記事を掲げ藤沢元造議員が質問に迫らうとした。ときの桂内閣は威迫と買収に依つて質問を撤回させようとした。藤沢は辞任したが右翼団体、野党、貴族院有志が倒閣に攻撃し政府は南朝正統論

を執り喜田は休職となり学界でも再燃尾を曳いた。

② 昭和三六・六、岩波書店刊後藤・金田編『太平記』一二一八・一二三〇頁

仮に『紀記』に『神統譜』と言うような一セクションがあるなれば「祭る神」^①と「祭られる神」^②とに概念化し「大物主」^③「筒男」^④は棚上げされるであらう。つまり「ノエマ」noëma でなくノエシス noësis に機能的となる。その後者が天照大神の御子孫の天皇と言うことになる。

注

- ① 昭和四〇・四岩波書店刊、和辻哲郎著『日本倫理思想史上巻』七三・七四頁
② 全七六頁
③ 昭和四六・四、平凡社刊『哲学事典』一〇八二頁

つまり明治憲法第四条に言う統治権の総攬者たるの天皇は天に二日なきが如く絶対唯一神の性格を帯びる。祭る者の権威の昇格である。そう言う二重構造を皇位者は把者していられるのであって天祖の奉侍者は天祖に繋る権威を有するのである。セリヒ Gemeinschaft 統合の原理を見出すのである。

注

- ① 昭和四二・二吉川弘文館刊、黒坂勝美編『日本書紀後編』一九六頁
② 昭和四〇・四、岩波書店刊、和辻哲郎著『日本倫理思想史上巻』六七頁
③ 全六七・八頁

四 祭祀権と軍事権との繋り

帝王の権力が軍事権を基底とする処は今日の政治理学のイロハであるがアレキサンダー シーザーと類を異にする我神道における祭祀の根源より（近藤）

が國天皇權の發生は姑く検討を要する。それは神權を發生源とするのであって近代までその色彩が濃厚であった。パ^①ーデン憲法やバイエルン憲法に法源が認められる「統帥權」Oberbefehlsrecht についても「軍人勅諭」の叙述は神權とGemeinschaftの結びつきに發する莊重なものである。元來が天皇の私兵たる存在が國家權力維持の軍隊と同一視せられるのは帝王權が強い場合は常套であるが建軍の体制がMythusに結びつく処に意味がある。それは「軍人勅諭」の場合歴史的事実と乖離し神話に上乗せした点に特異性が見られる。況んや建軍の赫耀が建国の理想と結合しているのは旧軍の一生彩面であつた。

注

① 昭和四八・九、原書房刊、中野登美雄著『統帥權の獨立』一〇五頁
全鶴勅章制定の由来

即ち明治建軍が維新革命軍であるに拘らず「本封返り」する処にIdeeを見るのである。故に「軍隊」と言うような國權の發動機関に民族の露頭を見るのである。凡そ軍隊警察は國家權力の権杆であるが治安機關と神權とは結びつかず交戦の手段と神權が結びつくは何故か？ それには凡そ「宣戰」は神の「のり」として承わること、実効手段には形而上学的な要素が冠せられるからである。

注

① 「宣戰」は帝國憲法では大權事項で第一三条は「天皇ハ戰ヲ宣シ……」と定められてゐた。且つ「宣戰」の詔勅には「天佑ヲ保有シ万世一手中ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ……」と記載せられるのが常であった。が日露戦争までは「大日本國皇帝」となつてゐる。昭和四九・七、吉川弘文館刊、宮内庁編『明治天皇紀第十』六二〇頁
② 「軍人勅諭」に由れば軍人と皇族とは選民で徹底的にエリート意識で固められていた。即ち建軍の体制が天皇の御親兵であつたのである。

当然の象徴として「神話」が登場するのは日本で「金鶏」ドイツでは Eisenkreuz である。瑞宝章の如きも三種の神器を象つたものであった。軍隊の出陣には「節刀を賜ふ」の如き神事に結びついている。旧憲法時代では陸軍では命課布達式と言う大層な行事があった。各級指揮官に任命される場合には「天皇陛下ノ命ニ依リ……」と言う儀式が存在した。祭事の Deformation ことるべきである。往古は勝利の吉凶判断には亀トが行われた。昭和二二年頃の「皇軍」と言う用法が主として我が陸軍で用いられた。大東亜戦争中の標語は「撃ちてしやまん」であった。^① 二六事件の蹶起趣意書亦然りであった。

注

- ① 昭和四三・七、朝日新聞社刊・神用太田校注『日本古典全書古事記下』六三〇頁
昭和三二・六日本週報社刊・河野司編『一・二六事件』四〇九頁
「謹ノデ惟ルニ我が神州タル所以ハ万世一系タル天皇陛下御統帥ヲ下シ……」と云う野中大尉起草の原文に村中が筆を入れたもの、即ち合理性の要求の近代軍隊に青年将校に叩き込まれたのは、この非合理性「皇軍」の思想であった。

五 恐懼の論理、あらひと神

天皇制、帝王権 Kaisertum の共通する論理は多いが「すめろぎ」論理は恐懼の論理が強いように思われる。それは taboo の論理であるが地域を限定した「磐境」いわさかの如きは神社信仰の原点であり「すめろぎ」の玉体はおろか手足に触れ得ぬもの、こうした「磐境」「磐庫」いわくら「神奈備」の論理であり恐懼の対象となつた。即ち自然と有機体とが同一視されるのであってそれらは語り或は呪う」とある。^③

注

- ① 昭和四七・一一、毎日新聞社刊、同編『沖ノ島』一七一頁
 ② 昭和四五・一一、角川書店刊、大場磐雄著『祭祀遺跡』一六頁
 ③ 同五七頁

それは、あらひと神に指向する形而上の畏敬でありバラモン教、仏教、孔子教に見られる処と異なる。世界宗教は非人格に対する畏敬、形而下を軽蔑するが古神道に在つては形而上形而下一体である。いに有機体の神聖の論理がある。「天皇」は形而上の crown であるが同時に有機体であられる。統合の總攬者たることは具体化された「現人」であることを要する。イスラムは具象を避けるがいの点仏教キリスト教は妥協的で我が古神道統徹底していないが人格神に近づく。ギリシア神話ならば尚、我が古神道に遡る。ギリシア神話は恋愛もし懊惱するからである。

注

- ① Ernest Casirer, *The Myth of the state*, by Yale University Press, 1950, p. 38.

「帝国憲法」第四条の統治権の總攬者たるの天皇は一応統合原理に叶つてゐるがそれは形而上的に「表現帰一」の原理に即してゐる。いのいとは日本の神人統治原理を知る上に重要であると思う。哲学では「一の体系の要素が夫々一定の同一法則に従つて他の体系の各々の要素に対応せしめられるべき、第一の体系に第一の体系を表現する」というがこの万象の統合體が「天皇」の地位である。されば「現人神」は反射的対応とも言うべきであつて個々が網羅的に投影されてゐるのである。かく成る上からは「天皇」は万衆の法的に「代理」ではなく代表である。

注

- ① 昭和一・六「岩波書店刊、岩波書店・「哲学辞典」七七八頁

② 昭和五一・九、学陽書店刊、林修三等編『法令用語辞典』四五一頁、但し公法上では「法人」の機関が当事者との場合と同一でないが類推される。

かく「表現帰一」の関係で天皇と皇民とを捉えたのは帝国憲法の神道学者寛克彦であるが、天皇を人格的普遍我として捉え哲学的に「弥栄」にまで周延した。蓋し帝国憲法の浪漫的解釈で日本民族の生々発限を庶幾するもので「延喜式」^②の「皇神能敷坐島能八十島者、谷嶼（タニグク）能狹度極……」寛の「弥栄」に通ずるものである。

注

- ① 昭和一・六、皇学会刊、寛克彦著『大日本帝国憲法の根本義』一五二頁
② 明治四三・九、神官司序刊『古事類苑、動物部』一〇六四頁

寛はその「表現法」で「神ながらの根本義」を捉えドイツ法理学を超えていふ。蓋し弁証法を越えるプラトンのイデア論理に迫るものである。プラトンはイデアの曙光で凡百を理解したが寛は「神ながら」の表現で悉皆認識した。およそ哲学の本命は「認識論」に在ると思われるがこれは本質 *Dubstanz* ～*仮象 Erscheinung* の別がある。^③ いの本質を直観するのはフッサールの喧伝する處であるがとくに普遍我の意味で何れも理想主義哲学 Idealismus である。

注

- ① 昭和一・六、皇学会刊、寛克彦著『大日本帝国憲法の根本義』八頁

- ② Ernst Parker, *The political thought of Plato and Aristotle*, Russell & Russell Inc. 1959, p. 128.
③ Edmund Husserl, *Zur Phänomenologie der Inter Subjektivität* Band XV, von Martinus Nijhoff, 1973, S. 563.

それは時間性空間性の人倫的組織の統一、即ち国家であり「天皇」即ち「國家」、権力の構造である。それは近代的政治学の「主權」概念に通ずる。即ち包摂する領域内の「最高実力性」である。法理的に不可分のものでもある。神道における祭祀の根源より（近藤）

る。

注

- ① 昭和二十四・五、「岩波書店刊、和辻哲郎著『倫理学下巻』二七一頁
- ② 昭和二三・九、岩波書店刊、尾高朝雄著『国学構造論』二五二頁
- ③ 昭和四九・九文弘社刊、芦野等訳『イエリネク・一般國家学』四九六頁

それはヨーロッパでは絶対君主制に移行するものであるが日本のそれは著しく人倫的組織の統一の代表である「表現」に帰一する。覧の強調する所以である。曰く「神ながらことあげせぬ」と。

注

① 昭和四九・九、文弘社刊、芦野等訳『イエリネク一般國家学』五五六頁尚ルイ一四世の「朕ハ國家ナリ」はその端的な表現である。

この点『旧帝国憲法』も第八条緊急勅令、第一〇条官制大権、第一一条、一二条統帥大権、第一三条宣戰講和の大権、第一四条戒嚴大権以下絶対主義の臭いが強いがそれはプロイセン憲法に模したモッセ、シュタインの思想を汲んだせいで『大日本憲法告文』こそ古神道の影響の強いものである。それは民意を問う宣言よりも冒頭の神靈に応える形式で「皇朕朕レ謹ミ畏ミ皇祖是宗ノ神靈ニ詔ケ申サク……」の祝詞形式である。

注

- ① 昭和九・二、憲法資料刊行会刊、伊藤博文編『憲法資料上巻天皇朕例証』六七頁

それは正に「欽定憲法」の称に適うもので現今の市民憲法よりすれば大時代的な感あるもヨーロッパの憲法も「天^①神ノ眷佑ニ藉リ」を冠するものであった。要するに国家権力は神の権力より派生するものであつた。

注

- ① 昭和九・三、憲法資料刊行会刊、伊藤博文編『憲法資料上巻天皇朕例註』六七頁
② 昭和四七・一、錦正社刊、里見孝雄著『天皇法の研究』一六〇一頁

ヨーロッパ等の帝国やローヌスタスチヌス大帝は dominus noster の称号に代々「神聖」 sacrae, divinoe, divales で飾つたる神の後裔を以て任じ不敬罪 sacrilegium の思想これがねえ。

注

- ① 昭和四一・九、岩波書店刊、船田亭一著『ヨーロッパ法第一卷』一八九頁
Hans Julius Wolff, Roman Law, by University of Oklahoma, 1964; p. 46.

- ② 昭和四一・九、岩波書店刊、船田亭一著『ヨーロッパ法第一卷』一八九頁

イスラム憲法でも往時近中東諸国で王国はヨーロッパの伝統に沿するものと云ふがアラブの神法が淵源している。即ち彼らの神話は Theokratie に由来する。ヨーロッパの伝承が夫れである。オーソドックス・イスラムは四派の法体系伝承に分派したがそれのはハナフ、マリキ、ハヤフ、ベハビの体系が神裁政治の原理大本である。

注

- ① J. N. O. Anderson, Islamic Law in the Modern World, by Stevens & Sons, 1959, p. 17.
② ibid p. 19.
③ 四派の原名は Hanafi, Maliki, Shafi and Hanbali.

Theokratie は普通神政制度、政治と認められるが日本では「祭政一致」の原理である。祭政一致は西欧中世では Katholizismus で代表されるが近代史上では「暗黒時代」を以て云われた。近代を以てある。「暗黒時代」の認識は僭越極端なるもので modernism の増長慢であると云ふ。我々「祭政一致論」は古代ギリシア神教でも始ま

神道における祭祀の根源より（近 謙）

るが中世 *Mystizismus* に随したるものも人倫の神性を論じたるも modernism では最も欠けたる處である。万般荒廃を生んだ處、これ神制の捷の無視より生ずる。いれば正に近代ではカーライル、ヘーゲルへの回帰である。とくに前者はドイツ文的なタッチで英雄を指向する。modernism からの反省はカッシラー等を生むに至った。彼の国家学は myth である。

注

- ① Thomas Carlyle, *On heroes, hero-worship*, by Cassel and Company, Ltd, p. 12.
② Ernst Cassirer, *The Myth of the state*, by Yale University Press, 1950, p. 3.

六 文化哲学としての神話

祭祀儀礼を根幹とし國家権力の発達を促す神道儀礼も文化哲学のジャンルに入るべきものと思うが穿鑿の方法は神話学である。その近代的認識を得たのはまずヴィコ (Giambattista Vico 1668-1744) である。彼に由れば歴史の第一の段階は神々の時代である。一つの民族が野獣的な状態を脱して人間的となり協同生活を當む契機は宗教と婚姻性と葬式に依ると為す。宗教についえ言えば神の意識は雷霆などの「恐怖」に介在されると為し人間羞恥の感覺は抑制に依つて禁めを制されやがて家族の形成が始まると云う。協同生活は靈魂の不滅感となり葬送儀礼が始まる。その文化的横杆が神話と言語だと言つてゐる。

注

- ① 昭和三七・四、岩波書店刊、和辻哲郎著『和辻哲郎全集第六卷』二九〇頁

神話については合理的な解釈をするのが近代の擧であるが我が國では新井白石の如きが先鞭をつけた。^①しかし神話については神話特有のそれに即した解釈があるべきで原始民族の「生の表現」なのである。それは人間の想像力に由つて培われ思考力以前のものであり、天地の交媾と言ふ程の荒唐無稽なロマンである。要するに神話は machen するのではなく自ら成る werden である。

注

- ① 一九七五・七、岩波書店刊、松村等校注『日本思想大系新井白石』一四一頁
- ② 昭和三七四、岩波書店刊、和辻哲郎著『和辻哲郎全集第六卷』三九一頁
- ③ Ernst Cassirer, *The Myths of the state*, by Yale University Press, 1950, p. 4.

神話の時代と共にヴィコが注目したのは言語である。「はじめに言葉ありき」とは旧約の冒頭であるが言語の起源も「アッ」「オッ」と叫ぶような「恐怖」に発しそれが意識と共に主語と動詞を為し不完全乍ら表象化するのである^{②③}。mono-syllable はが何れの言語でも始まりで「身振り」「絵」「詩」と叫ぶが先行する。このヴィコの言語哲学は神話と表裏するものであるが複雑なる言語の操るものが支配者となると叫ぶ國家発生形態の一面を語つてゐる。

注

- ① 昭和三七・四、岩波書店刊、和辻哲郎著『和辻哲郎全集第六卷』三九一頁
- ② 昭和四七・一、有精堂出版刊、高津春繁著『言語学概論』一九八頁
- ③ John B. Carroll, *Language and Thought*, by Prentice-Hall, Inc., p. 45.

ヴィコと並んでヘルダー Johann Gottfried Herder 1774—1803 が^①これ。彼はカント批判で彼の形而上学の特色

神道における祭祀の根源より（近藤）

がある。それは人倫の「協同体的把握」でやがてロマン主義の母胎となるものである。それは近代の国民主義へと促進したものである。

注

① 昭和川七・日、『岩波書店刊 和辻哲郎著『和辻哲郎全集第六巻』』三九九頁

② Heinrich Heine, Die Romantische Schule, von Verlag Helmut Küpper, 1947, s. 26.

ハレでも和辻哲郎の『風土』はベルダーに負ひてゐる。ことに彼の『倫理学十卷』はベルダーの協同体論理に貫かれてゐる。何れにしてもヴィロー、ヘルダーの反カント主義を本邦で初めて導入したのは彼和辻である。

七 アンティマルキシズムの立場から

権力の壊滅は経済、それも生産手段の把持独占からだといふのはマルクスである。しかしそれにも縫合して権力の最大の收奪は宗教的権威の換骨奪胎である。未開民族にもそうした交換があるが近代社会にもそれがあると私は為すのである。

注

① Karl Marx, Das Kapital III, Verlagsgenossenschaft Ausländischer Arbeiter in der Ud SSR, s. 937.

マルクシズムは卑近な生活の問題より発して形而上学の分野に立ち入つてゐる。千年王国説の如きは宗教哲学の分野である。旧約のいの思想を換骨しているがともにかくにもメシア思想である点、若干の理想主義がとられぬ。語るに落ちて唯物史観を否定する血口撞着であるが、その辺に大きな抜け穴が所在する。

注

④ Chiliasmus, Lexicon der alten Welt, Artem's Verlag, 1965, s. 578.

マルキシズムは究極プロレタリアの独裁に走るがいの独裁は民主主義、自由主義に許される期限付きの非常大権でない。古代ローマの Dictatorship へも大いに遡説がある。それは一九一七年のソヴィエット革命に見られるように、『永久独裁』である。行く處、いの種の形而上学的相を帶びる。

注

① 留程11回・111「勅草書房刊、矢部貞治著『政治学』四11六頁

② А. М. Прохоров, Большая Советская энциклопедия 8, стр. 260.

宗教を否定する「正統」へなるその認識は取りや直ぐ本論の趣旨への背致するもので古神道の立脚の立場よりも排ばれぬぐれやね。宗教性の優位を認める限り、マルキシズムの換骨奪胎性を識認せざれば、れいの形而上学的思考は動搖する。

注

А. М. Прохоров, Большая Советская энциклопедия 21, стр. 631.

(終り)